

P T A活動振興功労者表彰要項

平成25年4月12日
文部科学大臣決定

1 趣 旨

P T A創立65周年に当たり、P T A活動の振興に顕著な功績のある者を文部科学大臣が表彰し、もってP T Aの健全な育成と発展に資する。

2 表彰基準

被表彰者は、単位P T A又は都道府県・郡・市（区）町村のP T A連合組織において、原則として3年以上にわたり、会員又は役員として、次に掲げる分野において、その活動の振興に顕著な功績のある者であること。

ただし、P T Aの名目的な役職の地位にあったのみの者、P T Aに対する財政的援助をしたのみの者、主として学校後援会的活動に従事したのみの者、及び過去にP T A活動振興功労者として文部大臣の表彰を受けている者を除く。

- (1) 組織の整備・充実、運営面の改善に関すること。
- (2) 成人教育に関する諸活動の振興に関すること。
- (3) 地域の教育環境の改善に関すること。
- (4) 児童・生徒等の学校外における諸活動や、生活の指導に関すること。

3 被表彰候補者の選定と推薦の方法

- (1) 都道府県教育委員会等は、上記表彰基準に従い、次のとおり被表彰候補者を選び別紙様式により、平成25年6月26日（水）までに文部科学大臣あてに推薦すること。

区 分	人 数
① 幼稚園・認定こども園・小・中学校・特別支援教育諸学校 P T A関係	3名以内（ただし、指定都市1市を含む道府県にあつては5名以内、特別区または指定都市2市以上を含む道府県にあつては7名以内）
② 高等学校P T A関係	2名以内（ただし、指定都市1市を含む道府県にあつては4名以内、特別区または指定都市2市以上を含む道府県にあつては6名以内）

- (2) 被表彰候補者の選考に当たっては、選考委員会を設けるなど、適切な措置を講ずること。

4 被表彰者の決定

被表彰者は、都道府県教育委員会等から推薦された者及びこれらに準ずる者の中から文部科学大臣が決定する。

また、被表彰候補団体から虚偽申請等があつた場合は、選考・決定を取り消すことができる。

5 表彰の期日及び場所

区分	期日	場所	備考
① 公立幼稚園・認定こども園関係	平成25年8月10日(土)	島根県	全国公立幼稚園P T A全国大会の際に行う。
② 私立幼稚園・認定こども園、すべての小・中学校・特別支援教育学校P T A関係	平成25年11月19日(火)	東京都	日本P T A全国協議会年次表彰式の際に行う。
③ すべての高等学校P T A関係	平成25年8月22日(木)	山口県	全国高等学校P T A連合会全国大会の際に行う。